

とっとりふるさと大使制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県にゆかりのある者を通して、本県の魅力を広く国内外にPRするため設置する「とっとりふるさと大使」(以下「大使」という。)の制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 大使は、次の各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 県外で活躍している本県ゆかりの者
- (2) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」により県で勤務した国際交流員
- (3) その他前2号に掲げる者と同等に第4条第1項に定める活動を行うことができると認められる者

(委 嘱)

第3条 知事は、前条の対象者で、本人も本県をPRする意欲を有する者の中から、適当であると認める者を大使として委嘱することができる。

- 2 前項の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- 3 大使の任期は、第5条の規定により解嘱されるまでとする。

(活動等)

第4条 大使は、必要に応じて、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県の紹介及び宣伝
 - (2) その他知事が必要と認める活動
- 2 県は、大使が前項の活動を行うため、「とっとりふるさと大使」の名刺を提供するなど必要な便宜を図るよう努めるものとする。

(解 嘱)

第5条 知事は、大使が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 前条第1項に掲げる活動を行うことができなくなると認められるとき
- (2) 大使としての適格性を欠くに至ったとき
- (3) 本人が希望するとき

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、大使の制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に旧要綱第3条第1項の規定により、大使に委嘱されている者は、この要綱第3条第1項の規定により大使に委嘱されている者とみなす。